



平成22年度 FCP
「工場監査項目の標準化・共有化」
研究会について

平成22年6月
農林水産省

フード・コミュニケーション・プロジェクトチーム

本研究会の背景・目的

【背景】

フードコミュニケーション・プロジェクト(以下FCPとする)の基本的な考え方に基づき、食品事業者間の効率的なアセスメントの実施、アセスメント結果の適正なフィードバックの為に、既存の工場監査項目のうち、安全性・信頼性確保のための取組に関するものについて、監査項目の標準化・共有化の検討を行うこととしました。平成21年度の活動では共有可能な項目として、「FCP共通工場監査項目(ver1.0)」をとりまとめました。(資料1参照)

*「FCP共通監査項目(ver1.0)」はこちらをご覧ください。

http://www.food-communication-project.jp/pdf/result_04.pdf

【目的】

本年度の研究会では、様々な製造品目、規模の工場に対応可能な「FCP共通工場監査項目」の要求水準、監査手法をとりまとめることにより、「FCP共通工場監査項目」の活用をさらに広げることが目的とします。(各社が現状使用しているシートを作りかえることを前提とした議論はしません)

併せて、「協働の着眼点」を活用した食品事業者の取組事例に関する情報を広くご提供いただき、意見交換を行うとともに、「協働の着眼点」をより良いものに見直すための情報の提供、改善に向けた提案をしていただきます。

【今年度の議論内容】

具体的にはH21年度にとりまとめた、「FCP共通工場監査項目」の活用をさらに広げるために、監査項目ごとに「実施要求水準」と「監査手法」の標準化・共有化に関する議論を行います。

また、とりまとめた「実施要求水準」と「監査手法」を実際の工場監査の場面で適用し、使い勝手などについて検証を実施します。

その為、参加者の皆様には何らかの形で「FCP共通工場監査項目(ver1.0)」を使用していただくことが必要となります。

(資料1) H21年度工場監査項目の標準化・共有化に向けての活動内容について

ステージ 1

協働の着眼点にもとづいたアンケートの実施(35社から回答)

グループディスカッション1

工場監査項目の【抽出】

工場監査項目について、必要であると考えられる項目を抽出しました。

アンケート結果を参考に、実際の業務の流れに沿って、必要と考えられる項目を抽出してみよう。

グループディスカッション2

【抽出】した工場監査項目の【整理】

抽出した監査項目について、レベル分けの整理をしました。

レベル分け 基礎項目:最低限押さえておくべき項目
条件適用項目:工場規模や業種に応じて必要となる項目
応用項目:付加価値的な情報として必要となる項目

抽出した監査項目は、要求されるレベル感がまちまちだ。まずは3つのレベルにわけて整理してみよう。

ステージ 2

グループディスカッション3

【整理】した工場監査項目の【表現の整理】

整理により基礎項目とした項目について、表現方法等の見直しをしました。

事業規模や業種に関わらず、使う人が理解できる表現方法になっているだろうか。整理してみよう。

ステージ 3

工場監査項目シートの【活用】

「FCP共通工場監査項目」を監査先工場と共有化して下さい。事前の相互理解があれば、監査の効率化が進みます。

FCPに賛同している事業者同士で、「FCP共通工場監査項目」を共有化した上で、共通の取引先工場監査を行って下さい。相互理解の深まりと共に監査の効率化が進みます。

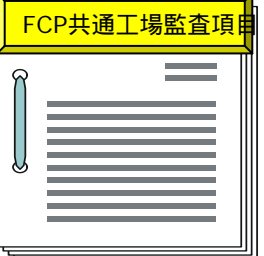
「FCP共通工場監査項目」を使用することで、工場は「協働の着眼点」を活用した、自らの取組みの見直し・改善等につなげることができます。

「自社監査項目」と「FCP共通工場監査項目」を照らし合わせてみた上で、自社内監査を行うことにより、「協働の着眼点」を活用した 自らの取組みの見直し・改善の参考となります。

協働の着眼点



項目によっては、「食品事業者」、「監査・審査会社」を分けてディスカッションしている場合もあります。



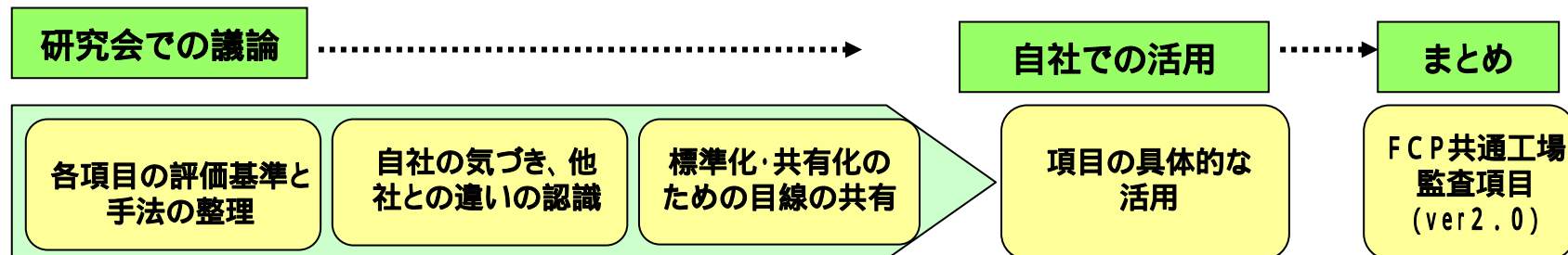
本研究会の進め方

1. FCP共通工場監査項目(ver1.0)の項目について検討
 - * グループディスカッション中心に議論をします
 - (1)「実施要求水準」の標準化・共有化について検討
 - (2)「監査手法」の標準化・共有化について検討
2. FCP共通工場監査項目の具体的な活用手法について検討
3. FCP共通工場監査項目(ver2.0)のとりまとめ

「FCP共通工場監査項目」に係る、農林水産省による規格の策定可能性に関する検討について

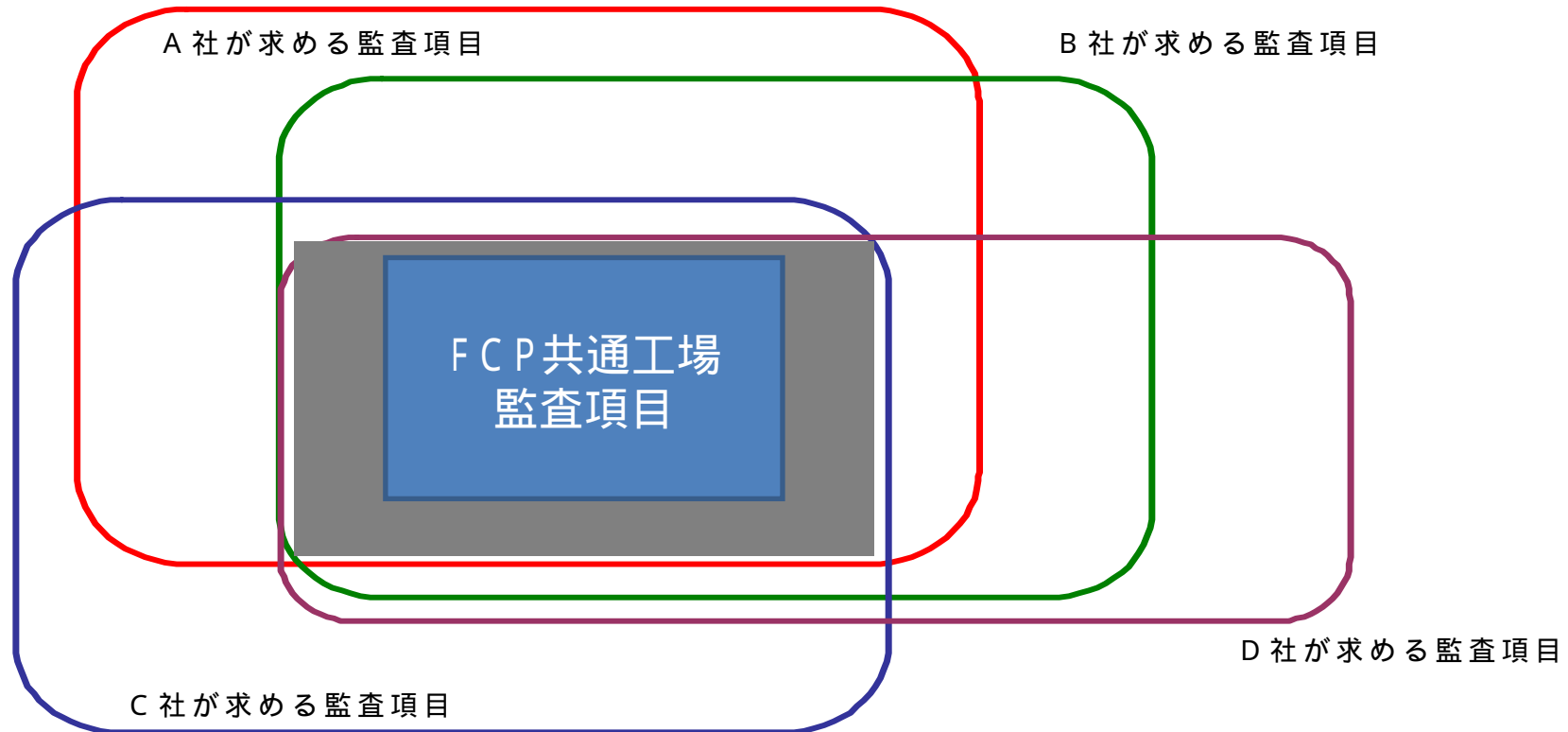
今年度農林水産省表示・規格課では、工場監査に関する規格の策定可能性について検討を行うため、工場監査の実態調査及び「FCP共通工場監査項目」の利用に関する実態調査を行います。

研究会参加の皆様には、この調査の一環として、工場監査の実態について、個別ヒアリングやグループインタビュー等のご協力をお願いさせていただくことがあります。



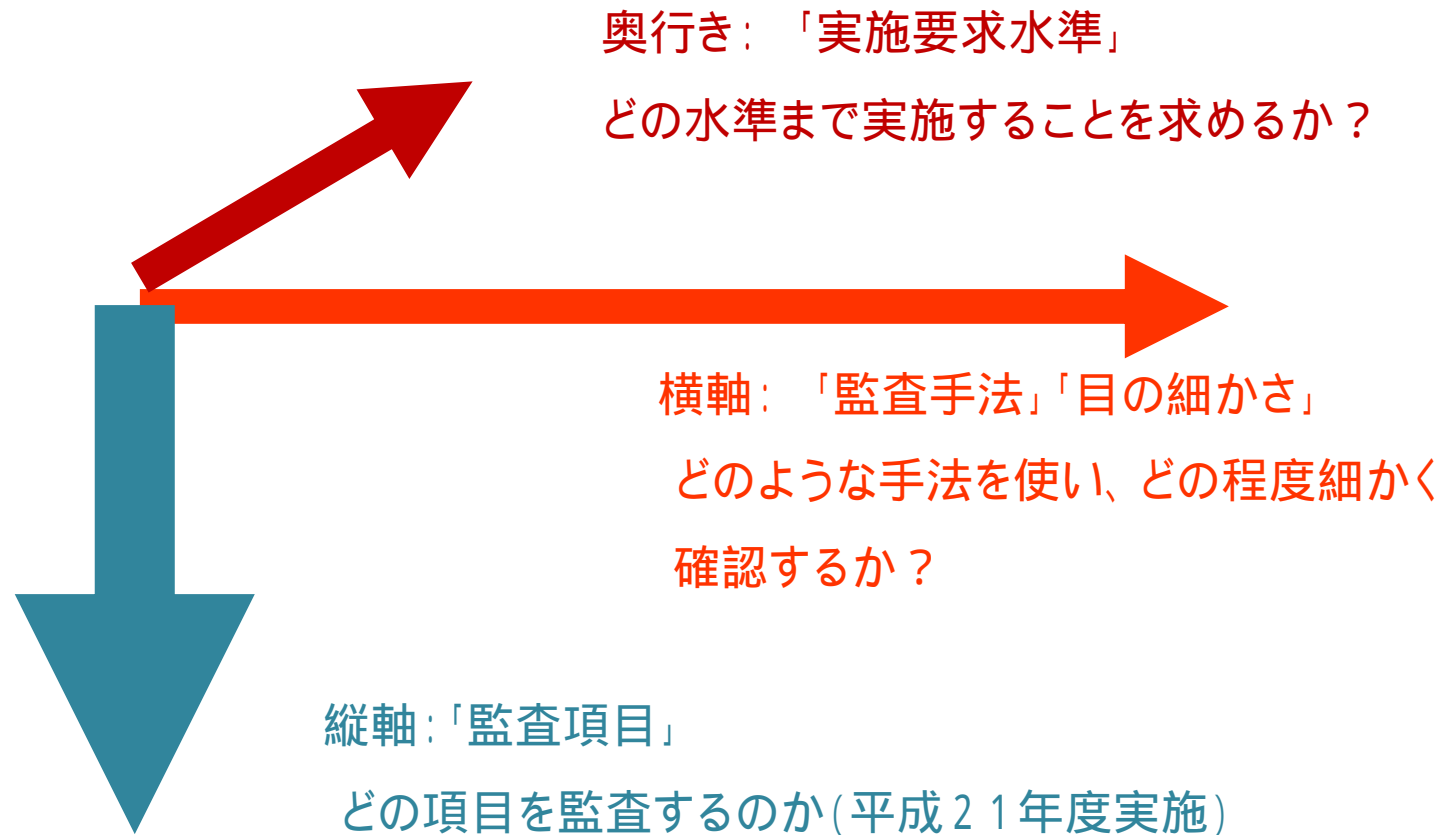
工場監査項目標準化・共有化の考え方

H21年度は各社が求める監査項目のうち共有化できるものについてとりまとめました

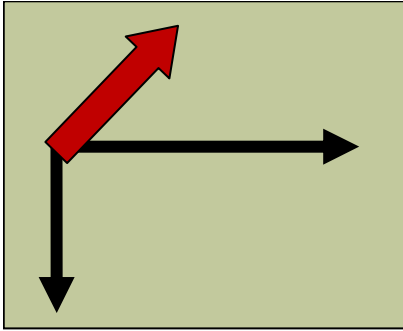


平成21年度にとりまとめたFCP共通監査項目の各項目について、今年度は「要求水準と監査手法の標準化・共有化」の可能性について研究を進めます。

本研究会で工場監査項目を議論する際の視点



H21年度は「監査項目」についてとりまとめ、今年度はそれぞれの「監査項目」に対し、「実施要求水準」と「監査手法」を設定するための検討を実施します。



今年度実施する議論 (1)「個々の監査項目に対し実施する要求水準」

監査項目に対して求めるレベルについて段階的にとりまとめます

- 例えば「健康診断の定期的な実施」の監査項目に対して…

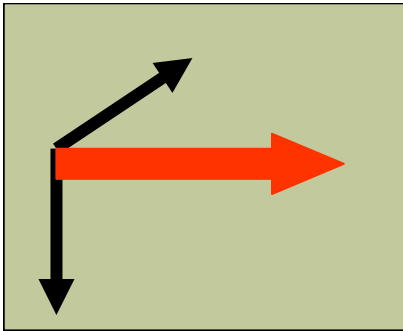
レベル4： 実施記録の確認結果を踏まえ、対策の自律的改善が図られている。

レベル3：(例)第3者による実施記録の確認が行われている。

レベル2：(例)実施すべきことが文書化され、実施記録が残されている。

レベル1：(例)実施すべきことが文書化されている。

個々の監査項目に対して、管理基準としてどこまで求めるかを議論

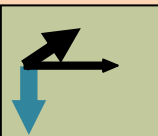
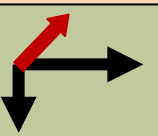
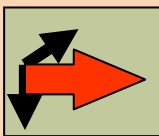


今年度実施する議論

(2) 「監査項目に対して、どのような行為・状況を確認するか？(監査手法)」

監査項目の要求水準ごとに、どのような手法で監査するかをとりまとめ

- 例えば「入室時の個人衛生状況の確認の実施」の監査項目に対して…

	監査項目 	実施要求水準 	監査手法(どのような行為・状況を確認するか) 	・ ・
1	入室時の個人衛生管理状況の確認の実施	(1) 個人衛生マニュアルが文書化されている (2) 衛生管理記録の確認 :	(1) マニュアル文書の確認 管理項目内容の確認 (2) 毎日記録されていること	・ ・

個々の監査項目に対して、どのような行為・状況の確認を行うべきかを議論

研究会アウトプットのイメージ(案)

項目ごとに、実施要求水準と監査手法についてとりまとめます。
実際の監査に使用するための活用手法を検討します。

68. 入室時の個人衛生状況の確認の実施 (H21年度に監査項目の抽出実施)

実施要求水準

入室時の個人衛生状況の
確認内容が文書化されている

入室時の個人衛生状況の
確認の実施記録がある

確認記録が第三者により
確認されている

確認記録にもとづき
文書が更新されている

監査手法

手順書が現場に掲示されている

手順書がファイル化されている

実施記録が保管されている

実施記録が必要時に
入手可能な状態にある

内部監査の記録がある

外部監査の記録がある

実施方法等の見直しがされているか

研究会の進め方とスケジュール(案)

研究会:年間5回の開催を予定しています。

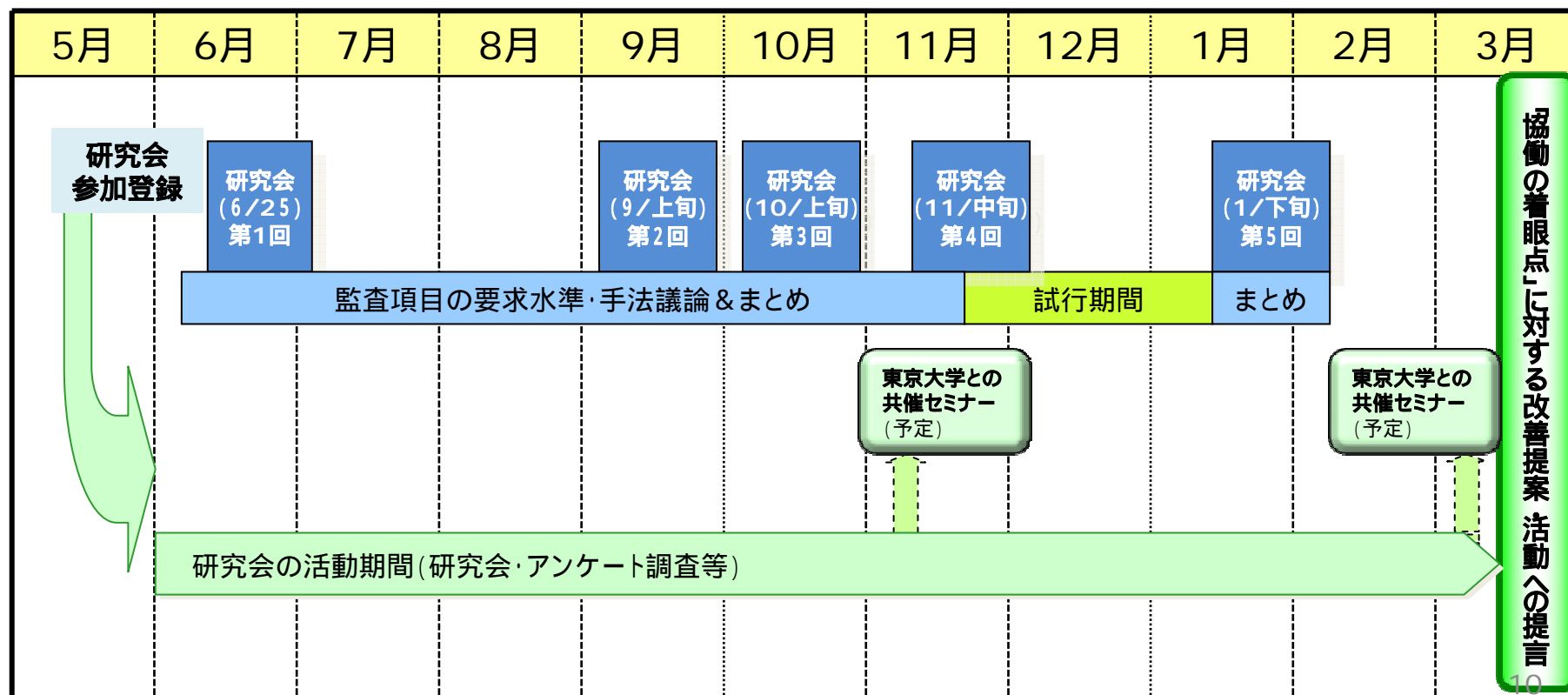
(開催回数は研究会での検討状況に応じて変更する場合があります)

・第1回:平成22年6月25日(金) 14:00~17:00 (詳細は別途ご案内します)

平成22年度研究会の進め方、およびグループディスカッション

東京大学との共催セミナー:年間2回を予定しています。

・研究会の取組、成果報告を発表する予定です。



研究会の運営について

- (1) 本研究会への参加は、別添の「工場監査項目の標準化・共有化」研究会参加登録申込書に規約同意の上ご記入いただき、FCP事務局までFAXでお申し込みください。
- (2) 研究会の資料・議事概要については、ホームページ等で原則公表します。その際議事概要等は、発言者が特定できないようにしてから公表いたします。ただし研究会の議論内容が、企業秘密に触れたり、個人の権利・利益を害する恐れがあると判断した場合には、研究会資料等を非公表とします。
- (3) 本研究会では効率的な議論を行うため、研究会開催前のアンケートやヒアリングによって、参加者の意向を伺いながら進めます。
- (4) 研究会のアウトプット等は、FCPの成果として公表することを原則とします。